平成２７年（フ）第５２２号
埼玉県越谷市大字下間久里1135番地１　メイツ越谷112号
債務者　堀川　和哉
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根本　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第８６６号
堺市美原区平尾2828番地２
債務者　辻野　裕亮
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深堀　知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３３８号
奈良市中辻町46番地
債務者　辻原　　創
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上﨑　智代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
奈良地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２３号
宮城県登米市中田町宝江黒沼字十文字90番地２、旧住所宮城県登米市中田町石森字表41番地１
債務者　千葉　眞子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第４７号
宮城県石巻市小船越字二子北下86番地　フレンズハウス城慈205号、前住所宮城県石巻市桃生町神取字堤外四番１番地３
債務者　佐藤アキノ
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第３１０号
函館市中道１丁目33番27号
債務者　村川かおり
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８８号
岐阜県大垣市枝郷２丁目９番地１　メゾンド　ピエール　203
債務者　西山　伸一
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３２９号
愛知県額田郡幸田町大字坂崎字石ノ塔８番地　京ケ峰岡田病院、住民票上の住所愛知県西尾市花ノ木町６丁目32番地１　ペルラ301号室
債務者　黒田　和良
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第８１号
三重県伊勢市岡本３丁目14番26号
債務者　中西　昭二
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
島根県出雲市小山町43番地２
債務者　石原由紀子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第９６号
島根県出雲市平田町2148番地７コーポコダキ１
債務者　狩野　雄次
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第３１２号
岩手県花巻市南城171番地２
債務者　小松　綾那
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第９７９号
さいたま市桜区田島４丁目14番３号　ベルセ田島201号
債務者　矢吹　友厚
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４９号
埼玉県新座市栗原５丁目12番３号　マンションスウィング302号室
債務者　小川　麗香
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６５号
さいたま市岩槻区本町５丁目12番４号　第10アーベルハイツ103
債務者　森下　茂子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４９０号
埼玉県吉川市吉川団地５番９号207
債務者　青木　利行
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５２４号
埼玉県草加市弁天２丁目５番34―202号
債務者　上原　成夫
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係